

○四街道市営霊園条例

昭和55年7月1日

条例第24号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 一般墓地（第8条—第26条）
- 第3章 合葬式墓地（第27条—第44条）
- 第4章 雑則（第45条—第48条）

附則

第1章 総則

（平23条例8・章名追加）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、四街道市営霊園（以下「霊園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平元条例32・平17条例28・一部改正）

（設置）

第2条 市は、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るため霊園を設置する。

（平5条例20・一部改正）

（名称及び位置）

第3条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四街道市営霊園	四街道市内黒田1010番地

（平5条例20・平17条例28・一部改正）

（用語の意義）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 一般墓地、合葬式墓地及びこれらの効用を全うする施設並びに区域の総体をいう。

- (2) 一般墓地 一つの墳墓ごとに区画された焼骨及び遺髪その他これに類するものを埋蔵する施設をいう。
- (3) 合葬式墓地 一つの墳墓に複数の焼骨を合わせて埋蔵する施設をいう。
- (4) 霊園の一時使用 一般墓地の設備工事等のため一時的に霊園を使用すること又は霊園内に設置した管理棟和室を使用することをいう。

(平5条例20・平8条例2・平14条例12・平23条例8・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 霊園の管理については、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平17条例28・追加)

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 霊園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 霊園の一時使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(平17条例28・追加)

(管理棟和室の利用期間等)

第7条 管理棟和室の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用期間及び利用時間を変更することができる。

(平17条例28・追加)

第2章 一般墓地

(平23条例8・章名追加)

(一般墓地使用者の資格)

第8条 一般墓地を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 一般墓地の使用の申請の日前引き続き1年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であつて、規則で定めるもの
- (2) 公共事業の施行に伴い改葬を必要とする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(平6条例25・全改、平17条例28・旧第5条繰下・一部改正、平23条例8・平24条例26・一部改正)

(使用の許可)

第9条 一般墓地を使用しようとする者は市長の、霊園の一時使用をしようとする者にあつては指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の許可は、使用許可証を交付して行う。

3 市長又は指定管理者は、第1項の許可をする場合において、霊園の管理運営上必要と認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第6条繰下・一部改正、平23条例8・一部改正)

(使用許可証の書換え等)

第10条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)のうち一般墓地の使用の許可を受けた者(以下「墓地使用者」という。)が使用許可証に記載された事項に変更を生じたとき(第15条第1項の規定により墓地使用者の地位を承継した場合を含む。)は、市長に届け出て、使用許可証の書換えを受けなければならない。

(平5条例20・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第7条繰下・一部改正、平23条例8・一部改正)

(使用許可証の再交付)

第11条 墓地使用者は、使用許可証を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに使用許可証の再交付を受けなければならない。

(平5条例20・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第8条繰下)

(目的外使用の禁止)

第12条 一般墓地は、焼骨及び遺髪その他これに類するものを埋蔵する目的以外に使用してはならない。ただし、碑石、形像類の建設又は祭しに伴う使用の場合は、この限りでない。

(平5条例20・一部改正、平17条例28・旧第10条繰下、平23条例8・一部改正)

(一般墓地の管理)

第13条 墓地使用者は、使用する一般墓地の適正な管理に常に努めなければならない。

2 墓地使用者は、使用する一般墓地が次の各号の一に該当すると認められるときは、速やかに墓碑その他の設備（以下「墓地設備」という。）の修理その他の必要な措置を講じなければならない。

(1) 墓地設備の倒壊等により危険な状態となつているとき。

(2) 他の墓地使用者の一般墓地の使用及び来園者の霊園の利用を妨げる状態となつているとき。

（平17条例28・追加、平23条例8・一部改正）

（一般墓地の返還）

第14条 墓地使用者は、一般墓地の使用の必要がなくなつたときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

（平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第13条繰下、平23条例8・旧第15条繰上・一部改正）

（使用権の承継及び消滅）

第15条 墓地使用者の使用権は、民法（明治31年法律第9号）第769条及び第897条の規定により祭しを承継して主宰する者（以下「承継者」という。）が市長に届け出て、その承継の承認を得なければならない。

2 前項に規定する承継者がいないときは、墓地使用者の縁故者が市長の許可を得て使用権を引き継ぐことができる。

3 墓地使用者が次の各号の一に該当し、1年間、前2項に規定する承継の届出又は縁故者の使用権引継ぎの許可申請がないときは、使用権は消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 住所不明となつて7年を経過したとき。

（平5条例20・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第14条繰下、平23条例8・旧第16条繰上・一部改正）

（使用許可の取消し）

第16条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - (2) 墓地使用者が許可を受けた日から2年を経過しても使用を開始しないとき。
 - (3) 使用者が第9条第3項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
 - (4) 墓地使用者が第23条に規定する管理料を3年間納入しないとき。
 - (5) 使用者が使用許可証を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
 - (6) その他使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により、使用の許可を取り消された者は、直ちにその場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 3 前項の義務者がその措置を行わなかつたときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該義務者から徴収する。ただし、前条第3項の規定による場合については、この限りでない。

(平元条例32・平5条例20・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第15条繰下・一部改正、平23条例8・旧第17条繰上・一部改正)

(改葬等)

第17条 第15条第3項の規定により使用权が消滅し、1年を経過したときは、市長はその焼骨を一定の場所へ改葬することができる。

- 2 前項に規定する改葬後3年を経過したときは、市長はこれを無縁として処理することができる。

(昭57条例10・平5条例20・一部改正、平17条例28・旧第16条繰下・一部改正、平23条例8・旧第18条繰上・一部改正)

(一般墓地の種類及び面積)

第18条 一般墓地の種類及び面積は、次のとおりとする。

種類	面積
芝生墓地	4平方メートル
普通墓地	4平方メートル
	5平方メートル
	6平方メートル

(平5条例20・一部改正、平17条例28・旧第17条繰下、平23条例8・旧第19条繰上・一部改正)

(墓地使用者の制限)

第19条 一般墓地の使用は、墓地使用者1人について1区画とする。

(平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第18条繰下、平23条例8・旧第20条繰上・一部改正)

(使用料)

第20条 一般墓地の使用料は、四街道市使用料条例(昭和61年条例第8号。以下「使用料条例」という。)の定めるとおりとする。ただし、第15条第1項又は同条第2項の規定により使用権を承継した場合又は使用権を引き継いだ場合は、使用料を徴収しない。

2 前項の使用料は、使用許可の際徴収する。

(昭56条例16・昭61条例8・平5条例20・平6条例25・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第19条繰下・一部改正、平23条例8・旧第21条繰上・一部改正)

(一時使用料)

第21条 霊園の一時使用に係る使用料(以下「一時使用料」という。)は、使用料条例の定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 一時使用料は、使用許可証の交付の際指定管理者が自らの収入として徴収する。ただし、一般墓地の設備工事等のための霊園の一時使用にあつては、当該許可証返納の際徴収するものとする。

3 前項の規定により徴収した一時使用料は、還付しない。

(昭56条例16・追加、昭61条例8・平5条例20・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第19条の2繰下・一部改正、平23条例8・旧第22条繰上・一部改正)

(手数料)

第22条 市長は、第10条又は第11条の規定による使用許可証の書換え又は再交付の申請があつたときは、1件について500円の手数料を徴収する。

(平17条例28・旧第20条繰下・一部改正、平23条例8・旧第23条繰上・一部改正)

(管理料)

第23条 市長は、霊園の維持管理に要する経費として、墓地使用者から別表に定める管理料を徴収する。

2 管理料は、使用許可を決定した日の属する月から徴収する。

(昭56条例16・平元条例32・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第21条繰下、平23条例8・旧第24条繰上・一部改正)

(市外居住者の使用料等)

第24条 市内に住所を有しない墓地使用者に係る一般墓地の使用料及び管理料（以下「墓地使用料等」という。）は、第20条及び前条の規定により算出した額に100分の130を乗じて得た額とする。

(平5条例20・平8条例2・一部改正、平17条例28・旧第22条繰下・一部改正、平23条例8・旧第25条繰上・一部改正)

(使用料等の減額)

第25条 市長は、特に必要があると認めるときは、墓地使用料等の一部を減額することができる。

(平17条例28・旧第23条繰下・一部改正、平23条例8・旧第26条繰上)

(使用料等の還付)

第26条 既納の墓地使用料等は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、市長は、墓地使用料等の一部を還付することができる。

(1) 第14条の規定により一般墓地を返還したとき。

(2) 市長が還付する必要があると認めるとき。

(平17条例28・旧第24条繰下・一部改正、平23条例8・旧第27条繰上・一部改正)

第3章 合葬式墓地

(平23条例8・追加)

(合葬式墓地の施設)

第27条 合葬式墓地に納骨棟を置く。

2 前項の納骨棟に1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室を置く。

(平23条例8・追加)

(使用の許可)

第28条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の許可は、合葬式墓地使用許可証を交付して行う。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、合葬式墓地の管理運営上必要と認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(平23条例8・追加)

(納骨の期日等)

第29条 納骨壇に焼骨を納めることのできる期日は、1月4日から12月28日までの間とし、その時間は、午前10時から午後3時までの間とする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平23条例8・追加)

(合葬式墓地使用者の資格)

第30条 合葬式墓地を使用できる者は、合葬式墓地の使用の申請の日前引き続き2年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を備えているものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 焼骨を所持している者

ア 現に一般墓地及び合葬式墓地の使用に係る許可を受けていないこと。

イ 使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあること。

(2) 焼骨を所持していない者(1体用の利用に限る。)

ア 自己の利用を目的とすること。

イ 現に一般墓地及び合葬式墓地の使用に係る許可を受けていないこと。

ウ 年齢が65歳以上であること。

(平23条例8・追加、平24条例26・一部改正)

(公募)

第31条 市長は、規則で定める事項を公表し、合葬式墓地を使用しようとする者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による公募によることが適当でないとき認めるときは、当該公募をしないことができる。

(平23条例8・追加)

(使用予定者の決定)

第32条 市長は、前条第1項の規定により公募をした場合において、使用の申込みをした者（以下「申込者」という。）の数が公募に係る合葬式墓地の数を超えるときは、規則で定めるところにより、申込者のうちから抽選により使用許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。ただし、使用予定者を先着順によつて決定しようとするとき、又は申込者の数が当該公募に係る納骨壇の数を超えないときは、この限りでない。

2 市長は、前条第2項の規定により公募をしない場合又は前項ただし書に規定する場合においては、申込者を使用予定者として決定するものとする。

(平23条例8・追加)

(使用許可の手続)

第33条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、規則で定めるところにより、使用許可の申請手続をしなければならない。

2 市長は、前項の手続があつたときは、当該手続をした者について第30条に掲げる要件を満たしているかを審査し、当該要件を満たしていると認めるときは、その者に対し、使用許可をするものとする。

(平23条例8・追加)

(埋蔵の場所等)

第34条 市長は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める場所に使用許可に係る焼骨を埋蔵するものとする。

(1) 使用許可のあつた日から起算して20年を経過する日まで 納骨棟

(2) 前号に掲げる期間経過後 市長が別に定める場所

2 前項の規定にかかわらず、使用許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）の申出により規則で定める期間の範囲内で、同項第1号に規定する期間を延長することができる。

(平23条例8・追加)

(合葬式墓地の使用制限等)

第35条 合葬式墓地には、使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 納骨棟には、焼骨を埋蔵し、又はその返還を受ける場合を除き、立ち入ることができ

ない。

3 納骨壇に埋蔵する焼骨の容器は、規則に定める基準に適合したものでなければならない。

4 自己の利用を目的とする使用者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(平23条例8・追加)

(埋蔵位置の変更)

第36条 市長は、合葬式墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、納骨壇に埋蔵されている焼骨を他の納骨壇に埋蔵することができる。

(平23条例8・追加)

(焼骨の返還等)

第37条 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、焼骨が納骨壇に埋蔵されている間に、使用者から焼骨の返還を求める旨の申出があつたときは、当該焼骨を返還するものとする。

3 使用者は、納骨壇に焼骨が埋蔵されていない場合において、納骨壇を使用する必要性がなくなつたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

4 前2項の規定による申出又は届出があつたときは、当該使用者に係る合葬式墓地を使用する権利は、消滅する。

(平23条例8・追加)

(使用許可の取消し)

第38条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、合葬式墓地の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 第28条第3項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。

(3) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者で納骨壇に焼骨を埋蔵しているものは、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。

(平23条例8・追加)

(改葬)

第39条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その焼骨を一定の場所へ改葬することができる。

- (1) 前条第2項の規定による焼骨の引取りがされないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、霊園の管理上必要があるとき。

(平23条例8・追加)

(使用許可証の書換え)

第40条 使用者は、合葬式墓地使用許可証に記載された事項に変更を生じたときは、市長に届け出て、合葬式墓地使用許可証の書換えを受けなければならない。

(平23条例8・追加)

(使用許可証の再交付)

第41条 使用者は、合葬式墓地使用許可証を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに合葬式墓地使用許可証の再交付を受けなければならない。

(平23条例8・追加)

(使用料)

第42条 合葬式墓地の使用料は、使用料条例の定めるところとする。

2 前項の使用料は、使用許可の際徴収する。

(平23条例8・追加)

(使用料の還付)

第43条 既納の合葬式墓地の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第37条第3項の規定により届出をした者に対し、規則で定めるところにより、当該使用料の一部を還付することができる。

(平23条例8・追加)

(手数料)

第44条 市長は、第40条又は第41条の規定による合葬式墓地使用許可証の書換え又は再交付の申請があつたときは、1件について500円の手数料を徴収する。

(平23条例8・追加)

第4章 雑則

(平23条例8・追加)

(行為の禁止)

第45条 何人も霊園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者（第7号及び第8号に該当する行為については市長）が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (2) 工作物、樹木その他の霊園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 土石を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (4) ごみその他汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (5) はり紙及び広告類を掲示し、又は散布すること。
- (6) 指定された場所以外に車両を乗り入れること。
- (7) 物品等を販売すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、霊園の維持管理に支障のある行為をすること。

(平23条例8・追加)

(損害賠償)

第46条 何人も故意又は過失により霊園を損傷し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(平5条例20・一部改正、平17条例28・旧第25条繰下、平23条例8・旧第28条繰下)

(市の免責)

第47条 市は、天災、盗難及び霊園を使用する者の義務の不履行による事故等については、一切の責任を負わない。

(平5条例20・一部改正、平17条例28・旧第26条繰下、平23条例8・旧第29条繰下・一部改正)

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平5条例20・一部改正、平17条例28・旧第28条繰下、平23条例8・旧第30条繰下)

附 則

この条例は、墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和55年条例第49号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第17号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則（昭和57年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第8号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に納入の義務が発生した霊園管理料（市外居住者の管理料を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定中表に係る部分及び別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（第17条の改正規定中表に係る部分及び別表の改正規定は、平成7年規則第2

7号で平成7年4月1日から施行）

附 則（平成6年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の四街道市営霊園条例第6条の規定によるこの条例の施行日以後の使用に係る霊園の一時使用の許可は、改正後の四街道市営霊園条例第9条の規定による許可とみなす。

附 則 (平成23年条例第8号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第36号で平成23年9月1日から施行)

附 則 (平成24年条例第26号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表 (第23条第1項)

(平5条例20・全改、平17条例28・平23条例8・一部改正)

区分	管理料 (1区画3年分)
普通墓地	13,800円
芝生墓地	18,900円